

入国前結核スクリーニング（案）の概要

1. 趣旨

- 我が国における結核患者の発生状況としては、り患率（人口10万人あたりの新規発病患者数）及び患者数ともに年々減少傾向にあるが、未だに国内で年間約1万5千人が発症し、約2千人が死亡している。近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、平成30年の新登録結核患者数のうち外国生まれの患者数は1,667人（前年比137人増）となっている。特に、り患率の高い国で出生した者が日本滞在中に結核を発病する例が見受けられる。
- このような結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者のうち我が国に中長期間滞在しようとする者に対して、入国前に結核にり患していないことを求める入国前結核スクリーニング（以下「スクリーニング」という。）を導入し、結核にり患していないことを証明できない者の入国を認めないこととする。

2. 取組内容

- 我が国における外国生まれの結核患者の出生国については、以下の6か国（以下「対象国」という。）で全体の8割を占めていること等を踏まえ、まずは対象国の国籍を有する者をスクリーニングの対象とする。

<我が国における外国生まれの結核患者の出生国（2016年）>

	フィリピン	中国	ベトナム	ネパール	インドネシア	ミャンマー
出生国割合	23.8%	20.3%	15.8%	10.1%	6.7%	4.3%

- 対象国の国籍を有する者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者（再入国許可を有する者、対象国以外の国に居住する対象国の国籍を有する者等を除く。以下「対象者」という。）について、入管法第7条の2第1項に規定する在留資格認定証明書の交付申請時等において、指定医療機関（注1）が発行する結核非発病証明書（注2）の提出を求め、対象者が我が国への入国前に結核に発病していないことを確認する。
なお、指定医療機関に対しては、結核健診の精度管理を実施予定。
（注1） 対象国内に所在する医療機関のうち我が国が指定したもの。
（注2） 指定医療機関が、対象者に対して結核健診を実施し、結核を発病していない旨を確認した場合にのみ発行する証明書。

3. 運用開始日

令和2年7月1日（予定）